



大気汚染の状況

平成21年度は県内92の常時監視測定局（一般環境大気測定局61局、自動車排出ガス測定局31局）で大気汚染物質の測定を行った結果、二酸化硫黄^{*1}及び一酸化炭素^{*2}はすべての局で環境基準^{*3}を達成しました。また、浮遊粒子状物質^{*4}についても、平成19年度から3年連続、すべての局で環境基準を達成しました。二酸化窒素^{*5}については、一般環境大気測定局ではすべての局で、自動車排出ガス測定局では31局中27局で環境基準を達成しました。しかし、光化学オキシダント^{*6}については、測定を行った60局すべてで環境基準を達成しませんでした。

※1 二酸化硫黄

工場や火力発電所などで石炭、重油を燃やすとき等に排出されます。のどや気管支、肺などの病気を引き起こすおそれがあります。

※2 一酸化炭素

血液が酸素を運ぶ機能を低下させる物質。工場や自動車等から排出されず。濃度が高いと生命の危険があります。

※3 環境基準

健康を守り生活環境の保全をするために維持されることが望ましい基準のこと。

※4 浮遊粒子状物質

0.01mm以下の小さな粒子状物質で、工場や自動車等から排出されます。のどや気管支、肺などの病気を引き起こすおそれがあります。

※5 二酸化窒素

空気中で燃料等が燃えるときに発生し、工場や自動車等から排出されます。のどや気管支、肺などの病気を引き起こすおそれがあります。

※6 光化学オキシダント

工場・自動車等から大気中に排出された窒素酸化物等が、太陽光に含まれる紫外線により化学反応を起こし、生成される物質です。これが多く集まり白くもやがかかったようになった状態を光化学スモッグといいます。目やのどに刺激を与え、葉が枯れる等の被害が出ます。

工場からのばい煙対策

県では、ばい煙発生施設等を設置している工場・事業場に対し立入検査を行い、ばい煙発生施設等の設置状況、維持管理状況、燃原料の使用状況の確認等を行い、規制基準の適合状況を確認しています。また、公害防止装置の設置や燃料改善、燃焼方法の改善等の指導も行っています。さらに、光化学オキシダントの緊急時措置の実施状況についても確認を行いました。加えて、平成18年4月1日から大気汚染防止法の改正により光化学オキシダントの原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC）が規制対象に追加され、より一層の光化学オキシダント対策を推進していきます。

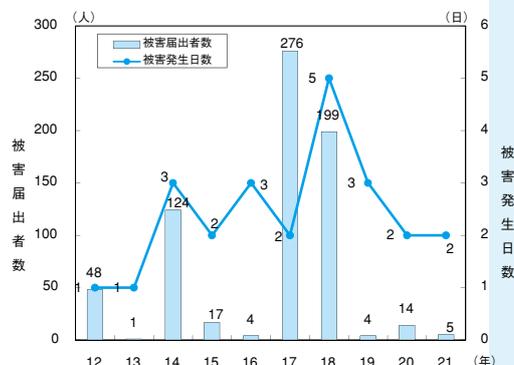
光化学スモッグ

光化学オキシダントが高濃度となった時は、光化学スモッグ注意報等を発令し、工場、関係機関及び市町村に連絡して県民の方々の被害防止に努めています。平成21年の光化学スモッグ被害発生日数は2日、被害届出者数は5人でした。光化学スモッグ注意報などの大気汚染情報は、パソコンや携帯電話などからご確認いただけます。

【パソコン】 <http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp/haturei/>
 【携帯電話】 <http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp/li/>



●被害発生日数・被害届出者数の推移



電気自動車 (EV) の普及推進

県では、地球温暖化防止や都市環境の改善、石油依存度の低減など「環境・資源問題」解決への有望な切り札の一つとして、走行時に排出ガスを一切出さない究極のエコカー、電気自動車（EV）の本格的な普及に向けた取組を行っています。

<主な取組>

- 市販が開始された次世代EVを全国に先駆けて導入し、東京電力(株)、郵便事業(株)と共同で導入式を開催(平成21年7月)
- EVを平日は県の業務に使用し、土・日・祝日はレンタカーとして県民の皆さんが利用する、EVシェアリングモデル事業を開始(平成21年9月)
- 県内の充電インフラ情報をパソコンや携帯電話で検索できるホームページを開設(平成21年11月)
- 平成22年度は、「箱根EVタウンプロジェクト」、「かながわEVタクシープロジェクト」及び「かながわEVバイク普及推進プロジェクト」など、EVの本格普及に向けたさまざまな取組を進めています。県のEV普及への活動や今後の予定は、県のホームページ等で情報を提供しています。



EVタクシー合同出発式(平成23年2月7日)